

## 清川村猫不妊・去勢手術費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野良猫、捨て猫等の増加及び猫による被害を防止し、猫の不妊、去勢手術（以下「手術」という。）を普及させるため、手術を受ける猫の飼養者に対し、その費用の一部を助成することについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 手術費の助成の対象者は、次に定める条件を備えていなければならない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本村の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 手術実施機関で手術を受けた猫を引き続き飼養している者
- (3) 既に納期の経過した分の村税等を完納していること（同居するすべての者を含む。）

(助成額)

第3条 手術費の助成の額は、次のとおりとする。

- (1) 不妊手術の場合 1頭につき5,000円
- (2) 去勢手術の場合 1頭につき3,000円

(助成の方法)

第4条 手術費の助成を受けようとする者は、手術実施後6箇月以内に清川村猫不妊・去勢手術費助成申請書（第1号様式）により、手術を実施し手術費を支払ったことを証明する書類を添付のうえ、村長に申請するものとする。

- 2 村長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査して助成の可否を決定し、清川村猫不妊・去勢手術費助成金支給決定通知書（第2号様式）により速やかに申請者に通知するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

## 清川村猫不妊・去勢手術費助成要綱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、清川村猫不妊・去勢手術費助成要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 要綱第2条第1号で本村に住民登録されている者とは、不妊・去勢手術日の当日、本村に住民登録がされている者とする。

(申請者)

第3条 要綱第2条第2号で規定している者、または生計維持者とする。

(認定時期)

第4条 要綱第4条の規定している手術後6箇月以内とは、平成13年4月1日以降とする。

(証明する書類)

第5条 要綱第4条に規定する手術を実施し手術費を支払ったことを証明する書類とは、動物病院に支払った手術に必要な経費の領収書又は明細領収書とする。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年5月24日から施行する。